

異文化交流体験の報告

—外国人インターンシップ学生を受入れて—

かな い まもる
金 井 守

〈要 旨〉

現在日本では外国人労働者の受け入れが大きな社会問題となっている状況にある。この問題については様々な側面から取り上げられるが、外国人インターンシップも話題になっている。このような中、この度筆者が関係する高齢者施設で外国人学生のインターンシップを受入れる体験を与えられた。この中で日本の福祉制度の説明を英語で行うことも試みた。本稿では、この体験の概要を報告し、併せてこの体験を通して広く異文化交流の視点から考察を加え、外国人の受け入れを単なる労働力の確保にとらえるだけでなく、人と人との出会い、相互交流、相互の学びあいにとらえ、施設の活性化、相互の人的成長に貢献するものとの認識を共有したいと考える

〈キーワード〉

外国人インターンシップ、受入れ体制、コミュニケーション、インターンシップのケア、異文化交流

I. インターンシップ学生と送出機関

1. インターンシップ学生の紹介

(1) 属性等

- ・氏名 : m.tさん
- ・性別 : 女性
- ・国籍 : フランス
- ・所属教育機関 : ESSSE (Ecole Sante Social Sud-Est) 社会サービスアシスタント科
- ・滞日期間 : 2018年7月28日～2018年9月28日
内、本稿にかかるインターンシップは、8月27日～8月31日の5日間

2. 送出機関

(1) 送出し教育機関

ESSSE (Ecole Sante Social Sud-Est)

(2) 送出し教育機関と受入れ機関との合意書¹⁾におけるインターンシッププログラムの確認事項

- ・週実習時間：35 時間
- ・実習指導：社会サービスアシスタント科の3年次実習。国際研修体験を目的とする。
実習期間中の指導については、所属学校の担当者と当学生がメールで行う。
- ・実習プログラム：受入れ実習機関ごとで定める。
- ・実習生の学習目的
実習は、2ヶ月間を通して行われ、学生の職業人としての態度を養う。

①多様な利用者に関する知識、彼らとの職業的知識を基にしたコミュニケーションや関係性の構築。②公共政策やアソシエーション、機関や組織の位置づけに関する知識の習得。③関係者との連携、協働やネットワークについて理解する。④フランスと異なるソーシャルワークのモデルに接し、客観的かつ複眼的にその実践を考察すること。

- ・実習生は本国の労災保険他各種の保険に加入している。
- ・本実習(インターンシップ)は、成績の対象ではない。

(3) 用語の使用

送出教育機関では「実習」という表現を用いているが、内容的に職業体験を目的としていることからいわゆるインターンシップに該当すると考えられるため、本稿では「インターンシップ」を用い、「実習」も必要に応じ併用することとした。

3. 受入れ体制

・基本的に実習生が自分で受入れ先を探し了解を得ることになっているようである。m.tさんの場合は、先方教育機関と関係がある大学講師であるkさんが窓口となり、2か月間のインターンシップ受入れ先を検討・調整されていた。本筆者は本学学長を介してkさんと接点を与えられ5日間の受け入れを依頼されたのである。kさんとはメール等で頻繁に連絡を取り合い、5日間のプログラムを確定し、インターンシップ期間中も逐次報告し連絡を取り合った。

Ⅱ. インターンシッププログラム

1. プログラムの検討、調整

5日間の受け入れは、基本的には、筆者が関係する高齢者施設・事業所の見学と利用者との交流体験とした。ただ、5日間すべてを引受けることは負担が重いので3日間とし、残りの1日を他

法人他施設の見学・交流とし、1日を日本の福祉の歴史を学ぶ機会とした。何度もプログラムを調整しようやく日程が決定された経緯がある。

2. 受入れ準備

受入れにあたり心がけた点は、関係者が情報の共有を通じたインターンシップを受入れるところ構えを持つことであった。3日間受入れるK施設・事業所については、各施設長・事務局長に対して数回に渡り趣旨を述べ、プログラムを確認した。主任会議でも周知し依頼した。他法人他施設のRホームでは、経営者で施設管理者のご夫妻があらかじめ職員に周知して下さった。福祉の歴史に教授については、あらかじめ英文の諸資料を収集し、説明要旨を英文で作成した。

Ⅲ. インターンシップの実際の概要

1. インターンシッププログラム

5日間のインターンシッププログラムは以下の通りである。

表1 インターンシッププログラム

年月日	インターンシップ概要	備考
8月27日(月)	Rホーム(デイサービス・サービス付き 高齢者向け住宅等 横須賀) 10 - 16時	ご担当 :fご夫妻
8月28日(火)	講義(日本の社会福祉 筆者) 13 - 16時	於筆者研究室
8月29日(水)	K施設・事業所(法人・施設概要説明, 各施設・事業所見学) 10 - 16時	法人・3施設・3事業所
8月30日(木)	K通所介護事業所 10 - 16時	Kケアセンター
8月31日(金)	K小規模多機能型居宅介護事業所 10 - 16時	Kケアセンター

※K施設等：27～31日 合計35時間

食事

- 27日 fご夫妻と会食(f氏提供)
- 28日 各自で摂る
- 29日 筆者と会食(特別養護老人ホーム談話室)
- 30日 ケアセンターで職員と会食
- 31日 小規模多機能型居宅介護事業所で職員と会食

待ち合せ

- 27日 京急k駅改札口で待ち合わせ 10時
- 28日 筆者研究室 13時
- 29日 sホテルへ迎え 9時半
- 30日 K施設事務所 10時
- 31日 K施設事務所 10時

2. 日本の福祉制度の講義(2日目)

説明資料として高齢者・障害・児童等の分野ごとに厚生労働省の英文の資料を収集し²⁾、コピーした。また、別途説明資料を作成した³⁾。

説明は英語で行った。実際は、kさんが来てくださりフランス語でポイントを解説してくださった。筆者にとって日本の社会福祉制度を英語で説明することは初めての体験であった。英語が不得手なこともあり歴史を含む膨大な資料をかいつまんで説明することに難儀したが、m.tさんが日本の民生委員制度に興味を示されたことは報告しておきたい。

Ⅳ. インターンシップ受入れ体験から得られた所見

1. 受け入れ窓口の重要性

送出し機関と受入れ機関の整備の課題については、外国人労働者の受入れに限らず、本稿にとっても重要な課題である。送出し機関は、実習説明書類の送付、合意書の取り交し、保険の加入、先方担当者によるメールによる学生の指導等を行った。いずれも、受入れ側にとっても身が引き締まり安心感にもつながった。一方、受入れ側については、受入れ機関の整備がされているとは言いがたく、kさん個人の奮闘によるところが大きかったのではないかと。また、関係者の全面的な協力があってこそ受け入れが可能となったのだと思われる。

2. 事前準備の重要性

受入れ施設との見学、体験等のプログラムの調整や打ち合わせ、施設職員への周知が重要であった。このことがあってプログラムによる受け入れが可能となり、筆者だけでなく、他施設経営者、職員、利用者が外国人研修生を迎え入れようという心づもりが促進されたと考えている。

3. プログラムの重要性

今回m.tさんの希望について直接確認はできなかったが、高齢者施設を体験したいという意向はわかったのでその方向で進めた。プログラムで配慮したことは、実習時間週35時間という決まりを踏まえながらも、無理がないよう時間配分を設定した。また、待ち合わせ場所、交通手段等に神

経を使った。この体験から実習の中身だけでなく、実習環境を整える配慮が欠かせないことを実感した。実習の内容について、施設の特徴など基礎的なことを理解してもらうこと、説明・見学だけでなく、利用者と共に過ごす時間を設定することに心がけ、プログラムに反映させた。

4. コミュニケーションとその工夫

外国人が日本で働いたり研修を行う場合、日本語を習得することは必要であり、今後も大きな課題である。しかし、それだけでない豊かなコミュニケーションの世界が開かれることも垣間見ることができ、外国人のコミュニケーションについては様々な観点からアプローチする必要があると感じた。実習の中で利用者の方々がm.tさんに示した興味と積極性に感動すると共に、現場職員が携帯の翻訳機能を使ったり、片言の英語やフランス語を話したりもした。英語が使える職員がいることもわかった。職員を含むいろいろな社会資源、機器を使うなど、工夫の余地がある。現場職員もm.tさんも言葉が通じないという認知症の方の認知障害と共通の体験から学ぶこともあっただろうと推察している。

5. 相互文化交流とスーパービジョン

日本のことを学んでもらう傍らで、m.tさんからフランスの医療、福祉制度や考え方、フランスの文化について随分教えていただいた。この5日間はm.tさんを通じフランスを知る機会となったのである。毎日のように、対話をし、何を感じ学んだかを聞いた。m.tさんからは、利用者本人がどのように感じ主体的に生きようとしているかに注目するなど日本人には多くはないと思われる視点を教えられ勉強になった。m.tさんはもとより関係する人々による相互の意見交換言わば自然発生的なスーパービジョンに支えられていたと言える。

6. 配慮と世話(ケア)

健康状態の観察、配慮に留意した。1日だけ元気のない日があったが、翌日は回復した様子であったのでホッとした。待ち合わせ場所、時間設定にも気を遣った。交通利用についてホテルまで送り迎えしたり電車経路を同伴して歩いたりした。歓迎の食事会の設定、終了後の渋谷での関係者の食事会もよい思い出となった。

V. 考察

1. 窓口担当者及び実施担当者の役割と連携

受入れ窓口のkさんの奮闘ぶりは際立っていた。5日間の担当の私との間でも実習前、実習中、実習後においてもメールの交換は絶え間なかった。全期間にわたる調整役と各受入れ先の担当

者との連携があって可能となったインターンシップであった。送出し機関との連携はもちろん、受入れ側の関係者の連携が極めて重要となる。Rホームのfご夫妻、k施設職員の全面的な協力、K施設・事業所の3日間にわたるよく配慮されたプログラムと協力、知人n氏による食事会の設定などなど連携の輪が広がった。本学学長は、暖かいまなざしで見守ってくださり、声かけをしてくださったことは何にもまして励ましとなった。こころより御礼申し上げる。

2. 準備における情報共有とこころ構え

受入れ関係施設・関係者がインターンシップを受入れ、外国人を迎え入れることを事前に職員、利用者に伝え、こころの準備をしてもらうことが、受入れをスムーズにし実習生とのコミュニケーションを活発化させる上で重要な要素となることをほぼ確信した。利用者・職員の関心が高められ積極的関わりを引き出すこととなったのである。

3. 相互文化交流と本人のケア

今回のインターンシップの受入れ体験から、日本に来た外国人を受入れる姿勢として、単なる労働力としてとらえるのではなく、こころを通わせることができる人間同士としての出会い、相手の尊重、関心を持ち学び合うことができる関係構築を目指すべきであると考えた。

そのためにも、受入れ全体のコーディネーターの必要性はもちろんのこととして、当該外国人のより身近なところで寄添い、必要に応じて相談助言し、ケアする人の存在があるとよいと強く感じた。外国人を受入れるだけで放置するような無責任で危険な対応にならないことを願い、そのために私たちとしてできることに取組んでいくことを心がけたい。

〈参考資料〉

- 1) 送出し教育機関と受入れ機関との合意書：「海外実習における養成に関わる合意書」
Contrat de formation pour les mobilités de stage à l'étranger hors Erasmus
- 2) 厚生労働省資料として、以下に例示する英文資料を使用した。
 - ・Social Welfare and Relief for War Victims
 - ・Birthrate Decline Measures Circumstances of childcare support measures
 - ・Health Care and Welfare Measures for Persons with Disabilities
 - ・Health and Welfare Services for the Elderly
 - ・Certified Social Workers and Certified Care Workers厚生労働省ホームページ 2018年8月20日掲載
- 3) 日本の福祉 歴史と現況 説明資料(金井守作成)

Japanese social welfare—history and current status

(1) Previous time

There are very few welfare facilities except 「Hiden-in」for people with poverty, and disease at Nara Era 8 century, 「Ninsoku-Yoseba」facilities helping independence for petty criminal Edo Era.

There are voluntary social welfare worker engaged in charities which help children, support people with disabilities, and care the elderly at late 19th century.

(2) Near modern time

After world war second, Japan established new Constitution with article 25 of right to live, aim to welfare nation.

Social welfare six laws enacted among 20 years after war.

1. child welfare act
2. disabled persons welfare law
3. act on welfare of mothers with dependents and widows
4. act on social welfare for the elderly
5. public assistant act
6. act on welfare of mentally retarded persons

In parallel way

Social security system built into 5 social security law enacted

1. national pension insurance
2. national health insurance
3. unemployment insurance
4. workers accident insurance
5. long term care insurance

Certification of social work was enacted